

# 法人会ニュース

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

### ◆「法人会講演会」のご案内

#### ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
6	2	木	パソコン講座（ワード初級 1日目）	10:30 ~ 16:30	於：サンセルコビル（7F）
6	3	金	パソコン講座（ワード初級 2日目）	10:30 ~ 16:30	於： //
6	7	火	第11回通常総会・理事会	15:00 ~ 16:50	於：ソラリア西鉄ホテル（8F）
6	7	火	講演会	17:00 ~ 18:30	於： //
6	7	火	会員交流会	18:30 ~ 20:00	於： //
6	14	火	パソコン講座（エクセル初級 1日目）	10:30 ~ 16:30	於：サンセルコビル（7F）
6	15	水	パソコン講座（エクセル初級 2日目）	10:30 ~ 16:30	於： //
6	16	木	簡保同好会総会	11:00 ~ 12:00	於：事務局会議室
6	20	月	支部長等会議	13:00 ~ 14:00	於：福岡ガーデンパレス（1F）
6	22	水	リスクマネジメントセミナー	14:00 ~ 15:30	於：オンライン形式

#### ●支部の行事

特にありません

#### ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
6	10	金	役員会	16:30 ~ 17:00	於：福新楼
6	10	金	第11回定時総会	17:00 ~ 17:50	於： //
6	10	金	懇親会	18:00 ~ 20:00	於： //
6	24	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 22:00	於：クアンティック

#### ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
	未定		役員会		於：未定
6	3	金	第11回定時総会	11:00 ~ 14:00	於：西鉄グランドホテル

## (I) 税務カレンダー

6月10日 ●源泉所得税の納付

6月15日 ●所得税の予定納税額の通知

6月30日 ●4月決算法人の確定申告

●10月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### リース取引 (2)

税理士 堤 一 博

前回に引き続き、リース取引（「法人税法上のリース取引」＝ファイナンス・リース取引）について、解説します。実務的には、圧倒的多数を占めている所有権移転外ファイナンス・リース取引の借り手の税務処理を説明します。

前回の繰り返しになりますが、法人税法で「リース取引」とされるものは、会計上のファイナンス・リースとされる取引と基本的に同じで（法人税法64条の2第3項）、その契約が、①リース期間中の「中途解約」ができないもの、又は中途解約の場合には、未経過リース料の90%以上を支払うこととされている（解約不能）、かつ、②リース物件から生じる経済的利益を実質的に享受でき、かつ、リース物件の取引減価だけでなく、当該リース物件の使用に伴って生じる経年劣化等の修繕費や陳腐化のリスクなどの経済的負担を借り手が負うもの（フルペイアウト）の2要件を満たすものです。

この法人税法上の「リース取引」のうち、リース契約終了時に無償譲渡条件があるもの、又はリース期間の途中で割安購入選択権が付されているもの、特別仕様の物件、あるいはリース期間がリース資産の法定耐用年数の60～70%の年数を下回る期間のものが、「所有権移転ファイナンス・リース取引」です。

法人税法上の「リース取引」のうち、「所有権移転ファイナンス・リース取引」以外のものが、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」で、リース契約終了時に所有権が移転しません。

契約後も当該リース資産を利用するためには、「買取費用」や「再リース料」が別途発生します。

会計的には、ファイナンス・リース取引は、「売買処理」する必要があり、税務的にも原則「売買処理」で、借り手においては、通常の減価償却を実施することとなります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の借り手の税務処理についての説明の都合上、対象となるリース資産を下記のように設定します。

リース資産	リース総額	リース料	利息相当額	経理処理	耐用年数
機械装置 330万円（税込）	390万円 (60ヵ月)	月額 5万5千円	月額 1万円	税抜経理	定率法：6年 償却率：0.333

※ 契約期間については、年度初からとします。

#### 1. 原則的な処理

##### ① リース時（購入時）（1年目）

借方		貸方	
リース資産	300万円	リース債務	330万円
仮払消費税	30万円		

※ ここでは、会計上の表記に準じて、「機械装置」⇒「リース資産」、「リース資産にかかる未払金」⇒「リース負債」と表記しています。

※ リース総額390万円のうち、リース資産に係るリース料の総額330万円（税込）のうちの消費税額（330万円÷1.1×0.1＝30万円）については、その全額がリース取引開始時に仕入控除します。

##### ② 毎月のリース料支払い時（1～5年目）

借方		貸方	
リース債務	55,000円	現預金	65,000円
支払利息	10,000円		

※ 一般的なリース契約では、リース料に係る利息相当額は明示されないことが多いので、リース契約締結後に交付される参考情報としての計算書類で、利息相当額等が記載されている場合には、契約において

利息相当額を明示したこととはならず、非課税取引として取り扱われません。したがって、借手においてはリース料総額に対して消費税が課税されます。本件設定では、契約において利息相当額が明示されている場合としているので、当該利息相当額を非課税取引として別建て処理とし、リース料総額から当該利息相当額を控除した部分が課税取引としています（消費税法施行令第10条第3項第15号、消費税法基本通達6-3-1(17)）。

③ リース資産の減価償却費の計算（1～5年目の各年度末）

借方		貸方	
減価償却費	600,000 円	リース資産	600,000 円

※ 減価償却費（リース期間定額法）＝300万円×12カ月／60カ月＝600,000円

※ 会計上は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額を残存価額とします。）とし、その減価償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じて選択適用します。会計上も「リース期間定額法」により減価償却を行えば、税務上の調整が不要となりますが、他の方法による場合には、税務上の償却限度額を超える金額は損金不算入となることに注意が必要です。

④ リース期間終了時

仕訳なし

※ 「リース資産（機械装置）」は③の減価償却費（600,000円×5年＝3,000,000円）で残高ゼロ、リース債務（リース料総額から利息（固定）を控除した残高＝390万円－（1万円×60カ月（毎月の支払利息の合計額））＝330万円）は、②の毎月のリース料支払額（65,000円－10,000円＝55,000円）の累計額（55,000円×60カ月＝3,300,000円）で残高ゼロとなります。

2. 中小企業会計指針

中小企業（①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、②会計監査人を設置する会社及びその子会社のいずれにも該当しない株式会社）に該当した場合には、「中小企業の会計に関する指針」あるいは「中小企業の会計に関する基本要領」の適用が可能です。

これによれば、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理については、借手は賃貸借処理することができますとされています（中小企業会計指針74-3）。

したがって、「リース資産」・「リース負債」等によるオンバランス経理の必要がなく、上記1.原則的な処理ではなく、下記のような会計処理となります。

<毎月のリース料支払い時（1～5年目）>

借方		貸方	
支払リース料	55,000 円	現預金	65,000 円
支払利息	10,000 円		

なお、重要なリース資産については、未経過リース料を注記する必要があります（中小企業会計指針74-4）。

<中小企業会計指針 個別注記表の例示>

2. 重要な会計方針

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。

また、法人税法では、会計上、賃貸借処理（費用処理）をした場合でも、所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買処理とすべきこととされています（法人税法第64条の2第1項）。

この場合、「借手がリース料として損金経理した金額は、償却費として損金経理した金額に含まれるものとする。」（法人税法施行令第131条の2第3項）とされて、当該金額は、確定申告書における明細書の記載から除外されています（法人税法施行令第63条第1項）。

よって、支払リース料の額が、毎月定額で、「リース期間定額法」により計算される償却限度額と同額となるような契約においては、借手が、会計上、賃貸借取引したとしても、確定申告の際に減価償却に関する明細書の添付は不要で、申告調整を行う必要もありません。

しかしながら、リース料を年払い等とするような場合には、リース開始日によっては、初年度または終了年度の償却限度額と年払い等のリース料に差異が生じます。この場合、償却限度額と支払ったリース料の額の差

額については、減価償却に関する法人税申告書別表を用いるなどして償却限度超過額または償却不足額の計算を行い、申告調整を行う必要があります（法人税基本通達7-6の2-16）

なお、会計上、賃貸借処理した場合でも、税務上、短期前払費用の取り扱いの適用はありませんので、ご注意ください。

消費税法では、法人税法上の売買として取り扱われる所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の引渡日（リース取引開始日）に資産の譲渡があったものとして取り扱われ、この場合の資産の譲渡の対価の額は、リース期間中に収受すべきリース料の額の合計額（リース料総額）となります（消費税法基本通達5-1-9(1)）。

しかしながら、支払リース料を賃貸借処理（費用処理）した場合には、借手は、これまでどおり、リース料を支払うべき日の属する課税期間において、当該リース料に課された消費税額を仕入控除（分割控除）することができます。この措置は、借手が賃貸借処理を適用する一方で、リース資産の引渡日においてリース料総額を仕入税額控除することの経理事務の煩雑さに配慮したもので、平成20年11月18日付の経済産業省商務情報政策局取引信用課 通知「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の消費税の取扱い」により明らかにされたものです。

また、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に係るリース対象資産は、借手では、償却資産に対する固定資産税の課税対象とはなりません。といのうも、地方税法では、償却資産に対する固定資産税の納税義務者は、「償却資産課税台帳に所有者として登録されている者」と規定されています（地方税法第343条第3項）。リース資産の所有権はリース期間中では移転していないこととなり、貸手が所有者として登録されていますので、貸手が申告することとなります。

以上、所有権移転外ファイナンス・リース取引における借手の処理について説明させていただきました。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	6	2(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級 1日目)	サンセルコビル7F
		3(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級 2日目)	〃
		7(火)	15:00～16:50	本部	第11回通常総会、理事会	ソラリア西鉄ホテル
		7(火)	17:00～18:30	本部	講演会	〃
		7(火)	18:30～20:00	本部	会員交流会	〃
		14(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級 1日目)	サンセルコビル7F
		15(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級 2日目)	〃
		22(水)	14:00～15:30	本部	リスクマネジメントセミナー	オンライン形式
7						
8		25(木)	13:00～14:00	本部	理事会	西鉄グランドホテル

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です）

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。